

マーチングバンド部門 実施規定

1. 参加資格

特別出演以外、下記（１）の①，（２），（３），（４）の要件をひとつでも満たしていない場合は、参加不可とする。

（１）参加資格は、次のいずれかとする。

- ①平成29年9月1日現在、宮城県マーチングバンド協会（以下、宮城県協会）に団体加盟登録をしていること。※大会参加は加盟登録名で参加すること。
フェスティバル部門のみ加盟登録をしていない団体の参加も認める。
※加盟登録をしていない団体からの東北大会への出場推薦は無い。
- ②宮城県M&B連盟より出演依頼された団体または個人であること。（特別出演）

（２）参加団体は、大会実行委員会が指定した期限までに下記（①②③④）の参加手続きを終えていること。

- ①参加費の納入
団体参加費として1団体8,000円（合同は2団体目から3,000円ずつ追加）
*ただし、（１）②については参加費を徴収しない。
- ②構成メンバーの登録。（当日の構成メンバーは登録人数以内であること。）
※構成メンバーとは、当日演技フロアに入場し演技演奏及び指揮を行う者とする。
（幼保の部のみ登録運搬補助員も含む）
- ③音楽著作権に関する書類の提出。
- ④その他、指定した書式の提出。

（３）大会実行委員として参加団体から1名以上、大会当日の運営協力をする事。

（４）大会実行委員会が指定した参加団体打ち合わせ会議に出席すること。

※上記の規定の要件を満たさない場合は参加不可とする。

※提出書類に不備があった場合は、事務局より連絡し再提出を求める。

2. 構成と編成

（１）幼稚園・保育園の部

①構成は下記のいずれかとする。

- ア. 単一加盟団体の幼児構成。
- イ. 複数加盟団体の合同幼児構成。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

※事前申請のあった場合のみAC電源の使用を許可する。

③人数及び編成は自由とする。

(2) 小学生の部

- ①構成は下記のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の小学生構成。
 - イ. 複数加盟団体の合同小学生構成。
- ②楽器編成は自由とする。
- ※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ③人数及び編成は自由とする。(編成に2名までの教師等を含む)
- ④教師等の指揮者(小学生以外)は2名までとする。ただし、小学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。(入退場時のみの器物等の搬入搬出は可)

(3) 中学生の部

- ①構成は下記のいずれかとする。
 - ア. 単一加盟団体の中学生構成。
 - イ. 複数加盟団体の合同中学生構成。
 - ウ. 単一加盟団体の小・中学生構成。
 - エ. 複数加盟団体の合同小・中学生構成。
- ②楽器編成は自由とする。
- ※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ③人数及び編成は自由とする。(編成に2名までの教師等を含む)
- ④教師等の指揮者(小・中学生以外)は2名までとする。ただし、小・中学生以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。(入退場時のみの器物等の搬入搬出は可)

(4) 高等学校の部

- ①構成は下記のいずれかとする。
 - ア. 高等学校の単一加盟団体在校生による構成。
 - イ. 同一学校法人内の高等学校及び中学校の合同構成。
- ②楽器編成は自由とする。
- ※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。
- ③人数及び編成は自由とする。(編成に2名までの教師等を含む)
- ④教師等の指揮者(生徒以外)については2名までとする。ただし、生徒以外の指揮者は、指揮を行えるが演技演奏及び器物等の移動をしてはならない。(入退場時のみの器物等の搬入搬出は可)

(5) 一般の部

- ①構成は単一加盟団体による構成。ただし、小学生以上であること。
- ②楽器編成は自由とする。
- ※シンセサイザー，エレクトリックピアノ，エレクトリックギター，エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器，及びピアノ，オルガン，ハーブシコード，

チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

③人数及び編成は自由とする。

(6) フェスティバルの部

①構成は単一団体、もしくは複数団体の合同による構成であること。ただし、小学生以上であること。

②楽器編成は自由とする。

※シンセサイザー、エレクトリックピアノ、エレクトリックギター、エレクトリックベース等の電源を必要とする電子楽器、及びピアノ、オルガン、ハープシコード、チェレスタ等の重量のある鍵盤楽器は使用不可とする。その他類似するものがある場合は、実行委員会に問い合わせること。

※事前申請のあった場合のみAC電源の使用を許可する。

③人数及び編成は自由とするが立奏とする。

3. 演 技

(1) 演技フロア

①演技フロアは、別記フロア図の通りとする。(特に指定のあるものを除き、線及び印は、すべて白色で5cm幅のものとする)

②演技フロア中心に縦横30mの正方形を実線で明示する。

③上記正方形の中央の縦横に、十字の直線を実線で明示する。さらに、その直線の中心から5mは、太い実線で明示する。

④演技フロア全域に5m間隔の十文字の印(縦横30cm)を明示する。

(2) 入退場(全部共通)

①構成メンバーは、係員の指示に従い、待機ラインの外側で待機すること。

②構成メンバーは、前の団体の演技終了後、係員の誘導で入場し、演技演奏準備をすること。

③演技終了後は、見なし退場ラインを通過し、指定された退場口を使用し、速やかに退場すること。

(3) 計時・演奏演技時間・計時時間

【計時】

計時とは、演奏演技計時補助員(登録引率者の内の1名もしくは指揮者)が演奏演技開始の合図として黄色の旗を振り下ろした時点から、演奏演技計時補助員が再度演奏演技終了の合図を出した所までとし、これを演奏演技時間とする。尚、入場開始から30秒間は、団体紹介のため演奏演技はできない。

入場開始から30秒以内で旗を振り下ろす事は厳禁とする。

また、演奏開始の合図の旗を振り下ろす前に演奏が開始された場合は計時を開始する。同様に、演奏終了の合図の旗が振り下ろされた後に演奏が行われていた場合は、計時を続行する。合図をする場所については、別記フロア図を参照のこと。

【演奏演技時間】

①幼稚園・保育園の部は15分以内とする。

②小学生の部・中学生の部は6分30秒以内とする。

③高等学校の部・一般の部は8分以内とする。

【計時時間】

演奏演技時間は登録引率者より1名が演奏演技計時補助員となり、その補助員が演奏演技開始の合図として旗を振り下ろした時点から、再度演奏演技計時補助員が演奏演技終了の合図として旗を振り下ろした時点。尚、指揮者が演奏演技計時補助員を兼ねる事は可（基本実施要項P5参照）

係員の入場指示

開始合図（計時開始）

終了合図（計時終了）

入場 団体紹介 (演技演奏不可)	演技時間 (幼, 保15分以内 小・中6分30秒以内, 高・一般8分以内)	退場 (演技演奏不可)
---------------------	---	----------------

(4) 器物・主具・特殊効果

- ・器物とは楽器・バトン・主具類・ユニフォーム類のどれにも属さず、演技者以外の物を総称して器物とする。なお、装飾を施した楽器や楽器運搬台は器物とみなす。
- ・手具とは演技者個人が容易に携帯でき、自らが用いる小道具類を手具とする。
- ・特殊効果とはフラッシュ・ストロボ・各種ライト類（ケミカル類含む）等の光の効果を用いたもの全てを特殊効果とする。

①手具・器物の搬入搬出は安全かつ迅速に行うこと。また責任を持って搬入搬出をすること。尚、ここでいう搬入搬出とは演技フロアへの入退場だけではなく、会場への入場から退場までの全行程のことをいう。

②演技フロアに搬入する器物については、次に示す規格以内の大きさとする。

※ 規格：1m80cm・1m20cm・1m50cm以内の立体

※ 重量：フロア内を一人で持ち運びできる範囲内

I 器物を重ねたり接触させたりして並べる場合は、その状態が規格内の大きさであること。

II フロアに敷く布は器物であるが、制限を設けない。

③指揮台は、大会本部で用意したもの（固定）のみを使用すること。

④特別出演、幼稚園保育園の部以外の団体の電気の使用は禁止する。（乾電池・ヒートアップ用のバッテリーは除く）

⑤火気、火薬および危険物（ドライアイス、ヘリウムガス、液体等）の使用は禁止する。

⑥特殊効果（フラッシュ、ストロボ、各種ライト類等）については、参加手続き時に所定の書式に記入し提出すること。

⑦スパンコールやビーズ等衣装の付属品については、落下等により他団体の演技演奏の妨げとならないよう留意すること。

(5) 引率者及び運搬補助員

①全参加団体は、登録構成メンバーを補助する引率者を構成メンバー1～10名までは2名設けることができる。構成メンバーが10名増えるごとに1名の追加ができる。引率者シールを配布する。引率者名を指定書式にて申告するものとする。

②幼稚園・保育園の部、小学生の部に出場する団体は出演前後の大型楽器等の搬入・搬出のためのみの運搬補助員を5名まで設けることができる。

運搬補助員は引率者、登録構成メンバーと一緒に出演者出入口からの入場を可とする。
一般出入口からの入場と正面観客席への入場は不可。
運搬補助員シールを配布する。運搬補助員名を指定書式にて申告するものとする。

③上記①・②の引率者および運搬補助員は、入場時の搬入作業の補助を行うことが出来る。演技中はフロア正面に設ける補助員席にて待機し、演技終了後は搬出作業の補助を迅速に行うこと。

4. 著作権に対する申請及び手続き

A 大会へ参加される各団体で準備確認、事前申請いただくこと

使用曲には下記音楽著作権使用許諾申請が必要です。

- ・市販の楽譜を使用する場合、演奏利用申込書（JASRAC様式）を提出してもらいます。使用する楽譜の曲名、作曲・編曲者名、出版社名、演奏時間を確認しておいて下さい。海外の楽譜についてはアルファベット表記も確認してください。
- ・原曲をアレンジして使用する場合は団体ごとに原曲の作曲者または著作権をもらっている出版社に対して、編曲使用許諾申請を行ってください。著作権は著作者の死後50年を経ると消滅することが原則ですが、著作権の有無は下記の日本音楽著作権協会に問い合わせてください。
- ・大会参加においては使用許諾を証明する書類を提出してください。著作権を所有している団体によっては公式の許諾用書式が無い場合も想定されますが、その場合は著作権所有の団体名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を別紙報告用紙に記入し、許諾に金額を要した場合は領収書等（コピー可）を添付してください。

著作権に関して不明の点は、日本音楽著作権協会（TEL:03-3481-2121）または、日本音楽著作権協会仙台支部（TEL:022-264-2266）へ直接お問い合わせください。

B 主催者で行なうこと

- ・日本音楽著作権協会に演奏利用申込書の一括申請。

5. 肖像権等

- (1) 国旗、外国旗、国旗に類似した物(衣装を含む)を使用する場合は、敬意を損なわないよう、その扱いに十分注意すること。フラッグ等で使用する際は、原形のままで使用しないこと。
- (2) プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。各団体の責任のもとに使用許諾を得、使用許諾証明書（任意様式）を大会事務局に提出すること。

6. その他

- (1) 大会参加に要する経費は参加団体の負担とする。
- (2) 参加手続き期限後の変更等は、当日提出するチェックインシートにより受け付ける。
- (3) 納入された団体参加費は返却しない。

- (4) 東北大会への推薦・推薦辞退については、出場申込書に必ず記入する。
- (5) 以下の点により、出演順を宮城県協会事務局にて決定する。
 - ・構成メンバーが少ない順にプログラムを組むことを原則とする。
- (6) 参加団体の連絡責任者は参加団体連絡責任者会議に出席すること。
- (7) 本規定の主旨を変更することなく、字句の加除訂正を実行委員会において行うことができる。

マーチングバンド部門 審査規定

1. 審査

(1) 審査・審判及び審査員

- ①審査部部長は、審査全般の最終確認を行うとともに、審査審判の円滑な進行を統括する。
- ②審査員は5名以内とし、下記の内容を審査する。
 - 小学生の部・中学生の部
 - 音楽と演奏に関する審査・視覚と動きに関する総合的な審査
 - 高等学校の部・一般の部
 - 音楽効果・視覚効果・管楽器の技術・打楽器の技術・動きの技術（ガード）
 - 幼稚園・保育園の部 フェスティバルの部
 - 審査は無く、総合的に講評する。
- ③上記項目の内容については、全国大会基本実施要項内の審査内容に準ずる。
- ④審査審判業務員は複数とし、人数・時間・器物・入退場の各内容を審判し、違反の有無を審査部部長に報告する。

2. 罰則

- ・参加団体及び応援保護者等に下記の項目に該当する行為があった場合、審査部部長は、大会長及び大会実行委員長との協議により、罰則の処置を決定し執行する。
- ・該当した団体は大会実行委員会がこれを記録し、該当団体に対して書面にて通告する。

(1) 警告

- ①下記「(2) 減点」及び「(3) 失格」の項目以外の実施規定に反した場合。
- ②役員・係員の指示に従わない行為のあった場合。
- ③他の参加団体及び観客に対して、迷惑となる行為のあった場合。
- ④非社会的な行為、大会主旨に反する行為のあった場合。

(2) 減点（違反1回につき各審査員の評点から1点減点）

- ①実施規定「2. 構成と編成」(1)～(5)内の④に反した場合。
- ②実施規定「3. 演技」に反した場合。
 - ※タイムオーバーについては、1秒1点の減点とする。

(3) 失格

- ①実施規定「2. 構成と編成」(1)～(6)内の①に反した場合。
- ②消防法等の法令に抵触する行為（火気・危険物等の使用）があった場合

3. 成績・表彰・推薦

幼稚園・保育園の部

(1) 成績

- ①大会終了後、全参加団体に講評を配布する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②幼稚園・保育園の部は県大会までの出場とする。
- ③東北支部より特別出演の要請があった場合、審査員の協議により推薦する。

小学生の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い団体から上位7団体を東北大会へ推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

中学生の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の第1位の団体を東北大会に推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

高等学校の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い上位2団体を東北大会に推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

一般の部

(1) 成績

- ①全参加団体の演奏演技終了後に各団体の点数を合計する。
(各審査員持ち点100点)
- ②大会終了後、全団体の合計点を講評とともに通知する。

(2) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②合計点数の多い上位2団体を東北大会に推薦する。
- ③合計点数が同点の場合は、審査員の協議により推薦する。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。

フェスティバルの部

(1) 表彰及び東北大会への推薦

- ①全参加団体に優秀賞を授与する。
- ②点数をつける審査は行わず、講評のみとする。
- ③審査員の協議により、宮城県マーチングバンド協会に団体加盟をしている参加団体から東北大会1日目に2団体、2日目に1団体を推薦する。
※加盟登録をしていない団体が宮城県大会に出場し、東北大会への出場推薦をされた場合は、速やかに団体加盟登録手続をするものとする。
- ④東北大会推薦団体は、閉会式で発表する。